

【令和8年3月改正】富山市議会政務活動費の運用指針（手引き）新旧対照表（旅費）

改正前の ページ	改正前	改正後				
P19	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="286 276 427 312">宿泊費等</td> <td data-bbox="427 276 1169 312"> 宿泊料（県内不可）、且当（県内不可） </td> </tr> </table>	宿泊費等	宿泊料 （県内不可）、 且当 （県内不可）	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1225 276 1366 312">宿泊費等</td> <td data-bbox="1366 276 2130 312"> 宿泊費（県内不可）、宿泊手当（県内不可） </td> </tr> </table>	宿泊費等	宿泊費 （県内不可）、 宿泊手当 （県内不可）
宿泊費等	宿泊料 （県内不可）、 且当 （県内不可）					
宿泊費等	宿泊費 （県内不可）、 宿泊手当 （県内不可）					
P20	<p>4 団体等が開催する研究会への参加に要する経費 （１）経費 「研究会出席負担金」「交通費」、「宿泊料」等が考えられる。</p>	<p>4 団体等が開催する研究会への参加に要する経費 （１）経費 「研究会出席負担金」「交通費」、「宿泊費」等が考えられる。</p>				
P22	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="286 536 427 572">宿泊費等</td> <td data-bbox="427 536 1169 572"> 宿泊料（県内不可）、且当（県内不可） </td> </tr> </table> <p>2 団体等が開催する研修会への参加に要する経費 （１）経費 「研修会出席負担金」「交通費」、「宿泊料」等が考えられる。</p>	宿泊費等	宿泊料 （県内不可）、 且当 （県内不可）	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1225 536 1366 572">宿泊費等</td> <td data-bbox="1366 536 2130 572"> 宿泊費（県内不可）、宿泊手当（県内不可） </td> </tr> </table> <p>2 団体等が開催する研修会への参加に要する経費 （１）経費 「研修会出席負担金」「交通費」、「宿泊費」等が考えられる。</p>	宿泊費等	宿泊費 （県内不可）、 宿泊手当 （県内不可）
宿泊費等	宿泊料 （県内不可）、 且当 （県内不可）					
宿泊費等	宿泊費 （県内不可）、 宿泊手当 （県内不可）					
P24	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="286 770 427 807">宿泊費</td> <td data-bbox="427 770 1169 807"> ※県内宿泊料不可 </td> </tr> </table>	宿泊費	※県内 宿泊料 不可	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1225 770 1366 807">宿泊費</td> <td data-bbox="1366 770 2130 807"> ※県内宿泊費不可 </td> </tr> </table>	宿泊費	※県内 宿泊費 不可
宿泊費	※県内 宿泊料 不可					
宿泊費	※県内 宿泊費 不可					
P26	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="286 866 427 903">宿泊費</td> <td data-bbox="427 866 1169 903"> 宿泊料（県内不可） </td> </tr> </table>	宿泊費	宿泊料 （県内不可）	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1225 866 1366 903">宿泊費</td> <td data-bbox="1366 866 2130 903"> 宿泊費（県内不可） </td> </tr> </table>	宿泊費	宿泊費 （県内不可）
宿泊費	宿泊料 （県内不可）					
宿泊費	宿泊費 （県内不可）					
P27	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="286 962 427 999">宿泊費</td> <td data-bbox="427 962 1169 999"> 宿泊料（県内不可） </td> </tr> </table>	宿泊費	宿泊料 （県内不可）	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1225 962 1366 999">宿泊費</td> <td data-bbox="1366 962 2130 999"> 宿泊費（県内不可） </td> </tr> </table>	宿泊費	宿泊費 （県内不可）
宿泊費	宿泊料 （県内不可）					
宿泊費	宿泊費 （県内不可）					

P36	<p>行程及び旅費計算の原則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「最も経済的な経路及び方法」により算定する。この場合、交通費、宿泊費個別の経費のほか、旅費総額の観点からも比較する。 ・旅費の行程は、<u>原則として、市役所から用務地（視察先）までであり、用務地から市役所までの経路上にない宿泊地までの旅費は支給しない。</u> ・私事のほか、政務活動費の趣旨に合致しない目的は行程に含めることができない。 ・私事、公務のほか政務活動費以外の滞在地から、政務活動の先進地視察等を行う場合、その滞在地が起点となる。（ただし、本市を起点とした場合の金額を超えることはできない。） ・前泊又は後泊を要する場合の基準は、市の旅費規程に準じるものとする。 <p>（※午前7時前に富山駅又は富山空港を出発しなければ政務活動に支障をきたす場合又は政務活動を行っていた結果、午後10時までに帰富できない場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅費の算定にあたっては、可能な限り各種割引制度（JRの往復割引や乗継割引等）を利用し、経費節減に努める。 	<p>行程及び旅費計算の原則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「最も経済的な経路及び方法」により算定する。この場合、交通費、宿泊費個別の経費のほか、旅費総額の観点からも比較する。 ・旅費の行程は、<u>市役所から目的地までの交通費（JR等）に加え、宿泊場所への移動等旅行先において地下鉄等の定まった経路を運行する交通機関を利用する場合は、それに要する運賃実費を支給する。</u> ・私事のほか、政務活動費の趣旨に合致しない目的は行程に含めることができない。 ・私事、公務のほか政務活動費以外の滞在地から、政務活動の先進地視察等を行う場合、その滞在地が起点となる。（ただし、本市を起点とした場合の金額を超えることはできない。） ・前泊又は後泊を要する場合の基準は、市の旅費規程に準じるものとする。 <p>（※午前7時前に富山駅又は富山空港を出発しなければ政務活動に支障をきたす場合又は政務活動を行っていた結果、午後10時までに帰富できない場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅費の算定にあたっては、可能な限り各種割引制度（JRの往復割引や乗継割引等）を利用し、経費節減に努める。
	<p>宿泊料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>1泊14,800円を上限とし、領収書等に基づき実費により精算する。（一泊朝食料金とし、夕食代及び酒代は含まない。）</u> <u>ただし、あらかじめ他団体主催の研究会等で参加負担金等が提示され、宿賃と食事代の明細が区分できない場合は、この額の範囲内で夕食をとることができる。</u> ・<u>用務地及びその近接地に、宿泊料金を1泊2食のみの料金設定の宿泊施設（旅館等）しかなく、宿賃と食事代の明細が区分できない場合についても、この額の範囲内で夕食をとることができる。</u> ・県外における<u>宿泊料</u>のみを対象とし、県内での宿泊には支出できない。 	<p>宿泊費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>宿泊費は、富山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成17年富山市条例第52号）第5条第1項第2号に規定する議員の費用弁償の額に相当する額（以下「市旅費条例相当額」という。）とし、領収書等に基づき実費により精算する。（夕朝食代及び酒代は含まない。夕朝食代の掛かり増しを含む諸雑費は、後述の宿泊手当の内容に含まれる。）</u> ・県外における<u>宿泊費</u>のみを対象とし、県内での宿泊には支出できない。

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="253 140 394 256">日 当 (旅行中の諸雑費)</td> <td data-bbox="394 140 1171 256"> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>1日3,000円(定額)</u>とする。 ・ 支出に伴う領収書等は不要であり、精算は行わない。 </td> </tr> </table>	日 当 (旅行中の諸雑費)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>1日3,000円(定額)</u>とする。 ・ 支出に伴う領収書等は不要であり、精算は行わない。 	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1193 140 1346 288">宿泊手当 (宿泊を伴う旅行中の諸雑費)</td> <td data-bbox="1346 140 2125 624"> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>宿泊手当は、市旅費条例相当額</u>とする。 ・ <u>ただし、宿泊費に朝食又は夕食代が含まれる場合は、定額の2/3の額とし、朝食及び夕食代が含まれる場合は、定額の1/3の額とする。</u> ・ <u>朝食や夕食付きのプランで宿泊し、食事の費用が明確な場合、宿泊費は食事付き宿泊プランの料金から食事分を除いた金額を支給する(朝食・夕食の費用は宿泊手当に含まれているため)。</u> ・ <u>朝食や夕食付きのプランで宿泊し、食事の費用が不明確な場合、基準額を上限として食事付き宿泊プランの料金を宿泊費として支給し、宿泊プランに含まれている食事の分を宿泊手当から減額する(朝食又は夕食付きの場合は1/3を減額、両方付いている場合は2/3を減額する)。</u> ・ 支出に伴う領収書等は不要であり、精算は行わない。 </td> </tr> </table>	宿泊手当 (宿泊を伴う旅行中の諸雑費)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>宿泊手当は、市旅費条例相当額</u>とする。 ・ <u>ただし、宿泊費に朝食又は夕食代が含まれる場合は、定額の2/3の額とし、朝食及び夕食代が含まれる場合は、定額の1/3の額とする。</u> ・ <u>朝食や夕食付きのプランで宿泊し、食事の費用が明確な場合、宿泊費は食事付き宿泊プランの料金から食事分を除いた金額を支給する(朝食・夕食の費用は宿泊手当に含まれているため)。</u> ・ <u>朝食や夕食付きのプランで宿泊し、食事の費用が不明確な場合、基準額を上限として食事付き宿泊プランの料金を宿泊費として支給し、宿泊プランに含まれている食事の分を宿泊手当から減額する(朝食又は夕食付きの場合は1/3を減額、両方付いている場合は2/3を減額する)。</u> ・ 支出に伴う領収書等は不要であり、精算は行わない。
日 当 (旅行中の諸雑費)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>1日3,000円(定額)</u>とする。 ・ 支出に伴う領収書等は不要であり、精算は行わない。 					
宿泊手当 (宿泊を伴う旅行中の諸雑費)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>宿泊手当は、市旅費条例相当額</u>とする。 ・ <u>ただし、宿泊費に朝食又は夕食代が含まれる場合は、定額の2/3の額とし、朝食及び夕食代が含まれる場合は、定額の1/3の額とする。</u> ・ <u>朝食や夕食付きのプランで宿泊し、食事の費用が明確な場合、宿泊費は食事付き宿泊プランの料金から食事分を除いた金額を支給する(朝食・夕食の費用は宿泊手当に含まれているため)。</u> ・ <u>朝食や夕食付きのプランで宿泊し、食事の費用が不明確な場合、基準額を上限として食事付き宿泊プランの料金を宿泊費として支給し、宿泊プランに含まれている食事の分を宿泊手当から減額する(朝食又は夕食付きの場合は1/3を減額、両方付いている場合は2/3を減額する)。</u> ・ 支出に伴う領収書等は不要であり、精算は行わない。 					
P37	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="253 691 394 1142">自家用車</td> <td data-bbox="394 691 1171 1142"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内移動に伴う燃料代(ガソリン代等)は支出することができない。ただし、市外の活動に向かうための市内部分については支出することができる。 ・ 県内(市外)移動に伴うガソリン代は、視察の場合に限り支出することができる。 ・ ガソリン代の積算に当たっては、富山市役所を発着とし、<u>富山市旅費支給条例第12条(車賃)に定める</u>1キロメートル当たりの単価を準用し算出する。 ・ 旅行中又は旅行前後に提供した自家用車に係る修理又は整備費用については、支出することはできない。 ・ ガソリン代の支出の際は、距離の根拠となる資料(ネットのルート検索など)を提出する。 </td> </tr> </table>	自家用車	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内移動に伴う燃料代(ガソリン代等)は支出することができない。ただし、市外の活動に向かうための市内部分については支出することができる。 ・ 県内(市外)移動に伴うガソリン代は、視察の場合に限り支出することができる。 ・ ガソリン代の積算に当たっては、富山市役所を発着とし、<u>富山市旅費支給条例第12条(車賃)に定める</u>1キロメートル当たりの単価を準用し算出する。 ・ 旅行中又は旅行前後に提供した自家用車に係る修理又は整備費用については、支出することはできない。 ・ ガソリン代の支出の際は、距離の根拠となる資料(ネットのルート検索など)を提出する。 	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1193 691 1346 1094">自家用車</td> <td data-bbox="1346 691 2125 1094"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内移動に伴う燃料代(ガソリン代等)は支出することができない。ただし、市外の活動に向かうための市内部分については支出することができる。 ・ 県内(市外)移動に伴うガソリン代は、視察の場合に限り支出することができる。 ・ ガソリン代の積算に当たっては、富山市役所を発着とし、<u>市旅費条例相当額の</u>1キロメートル当たりの単価により算出する。 ・ 旅行中又は旅行前後に提供した自家用車に係る修理又は整備費用については、支出することはできない。 ・ ガソリン代の支出の際は、距離の根拠となる資料(ネットのルート検索など)を提出する。 </td> </tr> </table>	自家用車	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内移動に伴う燃料代(ガソリン代等)は支出することができない。ただし、市外の活動に向かうための市内部分については支出することができる。 ・ 県内(市外)移動に伴うガソリン代は、視察の場合に限り支出することができる。 ・ ガソリン代の積算に当たっては、富山市役所を発着とし、<u>市旅費条例相当額の</u>1キロメートル当たりの単価により算出する。 ・ 旅行中又は旅行前後に提供した自家用車に係る修理又は整備費用については、支出することはできない。 ・ ガソリン代の支出の際は、距離の根拠となる資料(ネットのルート検索など)を提出する。
自家用車	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内移動に伴う燃料代(ガソリン代等)は支出することができない。ただし、市外の活動に向かうための市内部分については支出することができる。 ・ 県内(市外)移動に伴うガソリン代は、視察の場合に限り支出することができる。 ・ ガソリン代の積算に当たっては、富山市役所を発着とし、<u>富山市旅費支給条例第12条(車賃)に定める</u>1キロメートル当たりの単価を準用し算出する。 ・ 旅行中又は旅行前後に提供した自家用車に係る修理又は整備費用については、支出することはできない。 ・ ガソリン代の支出の際は、距離の根拠となる資料(ネットのルート検索など)を提出する。 					
自家用車	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内移動に伴う燃料代(ガソリン代等)は支出することができない。ただし、市外の活動に向かうための市内部分については支出することができる。 ・ 県内(市外)移動に伴うガソリン代は、視察の場合に限り支出することができる。 ・ ガソリン代の積算に当たっては、富山市役所を発着とし、<u>市旅費条例相当額の</u>1キロメートル当たりの単価により算出する。 ・ 旅行中又は旅行前後に提供した自家用車に係る修理又は整備費用については、支出することはできない。 ・ ガソリン代の支出の際は、距離の根拠となる資料(ネットのルート検索など)を提出する。 					

P44	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="244 138 387 584"> 講師等の旅費 </td> <td data-bbox="387 138 1180 584"> <ul style="list-style-type: none"> ・講師等の招聘旅費は、謝礼とは別に政務活動費から支出することができ、金額等の基準は「1 旅費」の項にある基準に準ずる。 ・市内在住の者は、出発地（自宅等居住地）から目的地までの経路距離が2 km以上の場合に支出することができる。宿泊料及び日当は、支給しない。 ・講師等から領収書を徴することは社会通念上一般的でない場合もあるため、その場合は、謝金支払先の氏名、日付及び金額を記載した受領書を会派が作成し、これに署名・押印をしたものを「支払証明書」に添付することで領収書に代える。 </td> </tr> </table>	講師等の旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・講師等の招聘旅費は、謝礼とは別に政務活動費から支出することができ、金額等の基準は「1 旅費」の項にある基準に準ずる。 ・市内在住の者は、出発地（自宅等居住地）から目的地までの経路距離が2 km以上の場合に支出することができる。宿泊料及び日当は、支給しない。 ・講師等から領収書を徴することは社会通念上一般的でない場合もあるため、その場合は、謝金支払先の氏名、日付及び金額を記載した受領書を会派が作成し、これに署名・押印をしたものを「支払証明書」に添付することで領収書に代える。 	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1184 138 1361 584"> 講師等の旅費 </td> <td data-bbox="1361 138 2145 584"> <ul style="list-style-type: none"> ・講師等の招聘旅費は、謝礼とは別に政務活動費から支出することができ、金額等の基準は「1 旅費」の項にある基準に準ずる。 ・市内在住の者は、出発地（自宅等居住地）から目的地までの経路距離が2 km以上の場合に支出することができる。宿泊費及び宿泊手当は、支給しない。 ・講師等から領収書を徴することは社会通念上一般的でない場合もあるため、その場合は、謝金支払先の氏名、日付及び金額を記載した受領書を会派が作成し、これに署名・押印をしたものを「支払証明書」に添付することで領収書に代える。 </td> </tr> </table>	講師等の旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・講師等の招聘旅費は、謝礼とは別に政務活動費から支出することができ、金額等の基準は「1 旅費」の項にある基準に準ずる。 ・市内在住の者は、出発地（自宅等居住地）から目的地までの経路距離が2 km以上の場合に支出することができる。宿泊費及び宿泊手当は、支給しない。 ・講師等から領収書を徴することは社会通念上一般的でない場合もあるため、その場合は、謝金支払先の氏名、日付及び金額を記載した受領書を会派が作成し、これに署名・押印をしたものを「支払証明書」に添付することで領収書に代える。
講師等の旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・講師等の招聘旅費は、謝礼とは別に政務活動費から支出することができ、金額等の基準は「1 旅費」の項にある基準に準ずる。 ・市内在住の者は、出発地（自宅等居住地）から目的地までの経路距離が2 km以上の場合に支出することができる。宿泊料及び日当は、支給しない。 ・講師等から領収書を徴することは社会通念上一般的でない場合もあるため、その場合は、謝金支払先の氏名、日付及び金額を記載した受領書を会派が作成し、これに署名・押印をしたものを「支払証明書」に添付することで領収書に代える。 					
講師等の旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・講師等の招聘旅費は、謝礼とは別に政務活動費から支出することができ、金額等の基準は「1 旅費」の項にある基準に準ずる。 ・市内在住の者は、出発地（自宅等居住地）から目的地までの経路距離が2 km以上の場合に支出することができる。宿泊費及び宿泊手当は、支給しない。 ・講師等から領収書を徴することは社会通念上一般的でない場合もあるため、その場合は、謝金支払先の氏名、日付及び金額を記載した受領書を会派が作成し、これに署名・押印をしたものを「支払証明書」に添付することで領収書に代える。 					

【令和8年3月改正】富山市議会政務活動費の運用指針（手引き）新旧対照表（様式）

改正前					改正後									
様式 4-2（記載例）					様式 4-2（記載例）									
旅費	支出金額	43,380円	支出方法	<input type="checkbox"/> 債権者口座 <input checked="" type="checkbox"/> 議員口座（立替）		旅費	支出金額	43,380円	支出方法	<input type="checkbox"/> 債権者口座 <input checked="" type="checkbox"/> 議員口座（立替）				
	支出先	◆◆議員立替え 立替先:JR西日本、★★ホテル、東京都交通局					支出先	◆◆議員立替え 立替先:JR西日本、★★ホテル、東京都交通局						
	支出内容及び積算根拠	富山・東京新幹線往復切符 25,500円 宿泊料 13,800円 且当 3,000円 バス代 1,080円(別紙「支払証明書」のとおり)					支出内容及び積算根拠	富山・東京新幹線往復切符 25,500円 宿泊費 14,400円 宿泊手当 2,400円 バス代 1,080円(別紙「支払証明書」のとおり)						
様式 6-2（記載例）					様式 6-2（記載例）									
旅費	支出金額	42,300円	支出方法	<input type="checkbox"/> 債権者口座 <input checked="" type="checkbox"/> 議員口座（立替）		旅費	支出金額	42,300円	支出方法	<input type="checkbox"/> 債権者口座 <input checked="" type="checkbox"/> 議員口座（立替）				
	支出先	◎◎議員立替え 立替先:JR西日本、★★ホテル					支出先	◎◎議員立替え 立替先:JR西日本、★★ホテル						
	支出内容及び積算根拠	富山・東京新幹線往復切符 25,500円 宿泊料 13,800円 且当 3,000円					支出内容及び積算根拠	富山・東京新幹線往復切符 25,500円 宿泊費 14,400円 宿泊手当 2,400円						
様式 10					様式 10									
月日	経路	鉄道賃	特急料金	航空料金	車賃	且当	宿泊料	計	その他の 交通費	宿泊手当	宿泊費	計		
		距離(km)	距離(km)		距離(km)								距離(km)	距離(km)
		金額(円)	金額(円)		金額(円)								金額(円)	金額(円)

様式 10（記載例）

月 日	経 路	鉄道賃	特急料金	航空料金	車賃	日当	宿泊料	計
		距離(km)	距離(km)		距離(km)			
		金額(円)	金額(円)		金額(円)			
6 ・ 28	富山駅→上野駅→ 四ツ谷駅	395.9	395.9			3,000	13,800	29,550
		6,600	6,150					

小 計	13,200	12,300	0	0	3,000	13,800	
合 計	13,200	12,300	0	0	3,000	13,800	42,300

様式 10（記載例）

月 日	経 路	鉄道賃	特急料金	航空料金	その他の 交通費	宿泊手当	宿泊費	計
		距離(km)	距離(km)		距離(km)			
		金額(円)	金額(円)		金額(円)			
6 ・ 28	富山駅→上野駅→ 四ツ谷駅	395.9	395.9			2,400	14,400	29,550
		6,600	6,150					

小 計	13,200	12,300	0	0	2,400	14,400	
合 計	13,200	12,300	0	0	2,400	14,400	42,300